

## 都市計画法許認可事前相談票添付書類

提出部数 1部

事前相談票(申請書)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在、地番は登記簿謄本による(2筆以上は全筆明示)</li> <li>・面積は、実測面積、道路後退がある場合は、道路後退面積も記載(ただし、相談内容によっては無くても可)</li> <li>・相談者に回答を連絡いたしますので、電話番号・FAX番号は必ず記載(名刺等でも可)</li> <li>・経緯、理由、等を簡潔に記載</li> <li>・何を相談したいかを明示</li> </ul> <p>(市街化調整区域の場合、どのような立地基準を用いたいのか、あるいは、用いることが可能かを明示)</p>
案内図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1/2500の都市計画図(白図)に、申請地の範囲、方位、縮尺、作成者署名捺印を明示</li> <li>(・住宅地図に、申請地の範囲、方位、縮尺、作成者署名捺印を明示)</li> </ul>
位置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1/2500の都市計画図(白図)に、申請地の範囲、方位、縮尺、作成者署名捺印を明示</li> <li>(・1/10000の都市計画図(白図)に、申請地の範囲、方位、縮尺、作成者署名捺印を明示)</li> </ul>
公図写	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務局備付のものを転写し、字界、小字、地番、法務局名、転写年月日、作成者署名捺印、方位、縮尺を明示</li> <li>・字界で、隣接地の公図が切れてしまう場合は、そちらの公図も添付すること</li> <li>・申請地を色枠で囲み、公共施設に着色(赤道--赤、水路--青 等)</li> <li>・コピーで可</li> </ul>
土地登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3ヶ月以内のもの(全部事項証明書)</li> <li>・線引後の分合筆がある場合は、線引時点(S51.10.12)までさかのぼって、添付すること</li> <li>・コピーで可</li> </ul>
現況図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請地および周辺の状況がわかるように地盤高を明示</li> <li>・申請範囲、方位、縮尺、作成者署名捺印を明示</li> <li>・石積み・見切り等の工作物、道水路等の公共施設の位置、名称、幅員等を明示</li> <li>・申請地を色枠で囲み、境界線を明示(対側も明示)</li> <li>・既存建築物がある場合は、既存建築物の用途・構造を明示</li> <li>・写真撮影方向を明示(2方向以上)</li> </ul>
配置図 (平面図)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には必要。ただし、相談内容によっては必要に応じて添付</li> </ul>
敷地求積図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には必要。ただし、敷地を確定したい様な場合は必要に応じて添付</li> </ul>
写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤の状況、接道部分、申請地境界がわかる形で写真(2方向以上)を添付し、申請区域を色枠で囲むこと</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各図面は縮尺1/250以上とし、範囲、方位、縮尺、作成者署名捺印を明示すること</li> <li>・土地登記簿、証明書 等は3ヶ月以内のもの(コピー可)を添付</li> <li>・相談の内容によって、添付した方が良い、もしくは添付必要となる図書があります             <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に開発行為申請に関わるような申請については、その判断を求める場合に必要な図面が、上記のほかにも多数ありますのでご注意ください。</li> <li>・造成図面、造成求積図、周辺道路の状況図、その他個別に必要となる図面等が必要になります。</li> </ul> </li> </ul>